

○多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会設置要綱

令和2年3月17日多摩市告示第63号

(設置)

第1条 クリエイティブ・キャンパス構想を実現するため、多摩市キャンパス・マネジメント・アソシエーション設立準備会（以下「準備会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クリエイティブ・キャンパス構想 多摩市立多摩中央公園（以下「多摩中央公園」という。）、多摩中央公園内の施設及び多摩センター地区周辺の文化的若しくは学術的施設又は当該地区において事業その他の活動を行う者が相互に連携することにより、当該地区において一体的な敷地空間を形成し、かつ、創造的な活動を行い、にぎわいの創出及び活性化を図ろうとする理念をいう。
- (2) キャンパス・マネジメント・アソシエーション クリエイティブ・キャンパス構想の実現に向けた取組方針、推進手法及び活動内容の検討及び決定並びにクリエイティブ・キャンパス構想の実現に向けた取組を推進するための協議体をいう。

(所掌事項)

第3条 準備会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を多摩センター地区活性化推進会議（多摩センター地区活性化推進会議設置要綱（平成29年多摩市告示第345号）第1条に規定する多摩センター地区活性化推進会議をいう。）に報告する。

- (1) クリエイティブ・キャンパス構想の将来像及びその実現のため基本方針等の策定に関すること。
- (2) キャンパス・マネジメント・アソシエーションの体制等並びにその設立及び運営に関すること。
- (3) 多摩中央公園内で行う多摩センター地区の活性化に係る事業に関すること。
- (4) 多摩中央公園内の施設の開設と連携した事業等の企画及び立案に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、多摩センター地区のにぎわいの創出及び活性化の推進に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(構成)

第4条 準備会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 市民経済部観光担当課長
- (2) くらしと文化部文化施策担当課長
- (3) 子ども家庭支援センター長
- (4) 環境部公園緑地課長
- (5) 教育部文化財担当課長
- (6) 教育部図書館本館整備担当課長
- (7) 多摩市立複合文化施設の管理運営事業を受託する者の推薦する者
- (8) 多摩市立グリーンライブセンターの事業を受託する者の推薦する者 2人以内
- (9) 多摩センター地区周辺の大学の推薦する者
- (10) 多摩センター地区活性化団体（多摩市多摩センター地区活性化団体認定要綱（平成13年多摩市告示第381号）第1条に規定する活性化団体をいう。）の推薦する者
- (11) 多摩センター地区周辺の文化・教育施設を設置する者の推薦する者

2 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(会長及び副会長)

第5条 準備会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は市民経済部観光担当課長をもって充て、副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、準備会を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 準備会の会議は、会長が主宰する。
- 3 準備会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会長は、会議に際し、原則として会議録を作成する。

(ワーキングチーム)

第7条 準備会は、必要に応じ、下部組織としてワーキングチームを設置することができる。

- 2 ワーキングチームは、準備会から指示された事項について調査し、及び検討し、その結果を準備会に報告する。
- 3 ワーキングチームは、多摩中央公園及び多摩中央公園内の施設を所管する課の職員のうちから、市長が任命するもの(以下「チームメンバー」という。)をもって構成する。
- 4 ワーキングチームに、チームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 5 チームリーダー及びサブリーダーは、チームメンバーの互選によりこれを定める。
- 6 チームリーダーは、ワーキングチームを招集し、会議を主宰する。
- 7 サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故あるとき又はチームリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第8条 会長及びチームリーダーは、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 準備会及びワーキングチームの庶務は、市民経済部経済観光課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備会及びワーキングチームの運営に関し必要な事項は、会長が準備会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。